

鳥取県卸売市場整備計画

行
毎週火曜日及び
日曜日は
休業日
がござ
る。
期たる

まえがき
近年、食料消費の多様化とその伸びの鈍化、生産・出荷の組織化・大型化の定着、規格性・貯蔵性を備えた商品及び輸入品の増加、情報化の進展等これまで卸売市場流通を支えてきた要因等に大きな変化が生じている。

四 次

△如 次 鳥取県卸売市場整備計画の決定 (農林省認可)

生鮮食料品等の流通に係る諸条件が変化するなかにあって、今後とも卸売市場が流通の中核を担う社会的システムとしてその機能を發揮するためには、卸売市場を長期的な展望の下に整備していくことが重要である。

このため、卸売市場法第6条の規定に基づき、本県卸売市場の整備を進めるこことし、青果物、水産物及び花きについて、昭和58年度を基準年度とし、昭和70年度を目標年度とする鳥取県卸売市場整備計画を策定する。

目 次

- 第1 目標年度
- 第2 卸売市場の適正な配置の方針
 - 1 需要の現状とその見通し
 - 2 供給の現状とその見通し
 - 3 卸売市場流通等の現状とその見通し
 - 4 品目別流通圏の設定
 - 5 卸売市場の配置計画
- 第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標
 - 1 立地に関する事項
 - 2 施設の種類に関する事項
 - 3 施設の規模に関する事項

昭和61年1月11日印

鳥取県知事 次

- 1 立地に関する事項
- 2 施設の種類に関する事項
- 3 施設の規模に関する事項

第4 事項	1 取引の合理化に関する事項	14 施設の配置に関する事項
	2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項	14 施設の構造に関する事項
	3 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項	5 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項
	4 卸売業者の経営の近代化の目標	6 その他の重要事項
	5 その他重要事項	7 (別記)

なお、人口の地域別分布については、市部集中の傾向が依然として続いている。市部の人口は昭和58年の355,000人（県総人口の58パーセント）から、昭和70年には378,000人（県総人口の59パーセント）に増加するものと予想される。

野菜、水産物及び花きの需要は、人口の伸びによる増加と1人当たり消費量の増加によって増大が見込まれるが、果実については人口の伸びによる増加は期待できるものの、1人当たり消費量が減少すると予想されるため、全体量としてはほぼ横ばいと見込まれる。

ア 野菜（いも類を含む。以下同じ）

所得水準の向上に伴い、食生活は高度化及び多様化し、需要も季節の別なく多品目化してきており、この傾向は今後も続くものと見込まれる。

昭和53年から昭和58年までの間の需要量の推移を品目別みると、葉茎菜類、果菜類、土物類はほぼ横ばい、根菜類、洋菜類、生しいたけはやや増加、豆類はやや減少している。

昭和58年度における1人当たり年間需要量は119.4キログラムで、これによる総需要量は、72,987トンである。

昭和70年においては、1人当たり年間需要量は124.1キログラムと見込まれ、これによる総需要量は、78,805トン（昭和58年対比108パーセント）に達するものと予想される。

イ 果実

果実の需要は、みかん、すいか、バナナ、りんご、なし等が中心であるが、1人当たり需要量は伸び悩んでおり、この傾向は、今後とも続くものと見込まれる。

今後ともこの傾向は続くものと思われ、第5次鳥取県総合計画によると、昭和70年の人口は635,000人程度と推定されている。

昭和58年における1人当たり年間需要量は85.3キログラムで、これによる総需要量は、52,142トンである。

昭和70年においては、1人当たり年間需要量は83.2キログラムと見込まれ、これによる総需要量は、52,832トン（昭和58年対比101パーセント）に達するものと予想される。

なお、本県の1人当たり年間需要量が全国平均（15万人未満都市で、58年65.6キログラム、70年64.0キログラム）より多いのは、本県がなし、すいか等の主要産地であることによるものと考えられる。

ウ 水産物

水産物（魚介類）は動物性たん白源として重要であるが、その需要は、生活水準の向上に伴い、多様化及び高級化の傾向にある。今後の需要の伸びは、鈍化し、ゆるやかな伸びになるものと予想される。

昭和58年における1人当たり年間需要量は64.4キログラムで、これによる総需要量は、39,366トンである。

昭和70年においては、1人当たり年間需要量は72.6キログラムと見込まれ、これによる総需要量は、46,101トン（昭和58年対比117パーセント）に達するものと予想される。

エ 花き

最近における花きの需要は、生活の向上に伴い、増加しているが、今後も増加するものと見込まれる。

昭和58年における1人当たり年間需要量は39.4本で、これによる総需要量は、24,084千本である。

昭和70年においては、1人当たり年間需要量は45.8本と見込まれ、

これによる総需要量は、29,083千本（昭和58年対比121パーセント）に達するものと予想される。

2 供給の現状とその見通し

ア 野菜

本県には、らっきょう、ながいも、だいこん（夏だいこん、秋冬だいこん）、ねぎ（秋冬ねぎ）、にんじん（冬にんじん）、キャベツ（冬キャベツ）、さといも等の特産的野菜が、砂畠、黒ぼく畠等で栽培されているほか、鳥取、倉吉、米子及び境港の各市近郊で、主として葉菜類及び半促成栽培による果菜類が栽培されている。

特産的野菜は、主として県外市場に出荷されているのに対し、その他の野菜は、そのほとんどが県内市場に出荷されている。

作付面積は、需要の動向を反映して変動しているが、最近は、たまねぎ、スイートコーン、ブロッコリーの伸びが顕著で、さといも、にんじん等の土物類に減少が見られる。

昭和58年における作付面積は5,840ヘクタール、生産量は131,763トンであり、このうち35,943トン（27パーセント）が県内市場に、残り95,820トンが県外市場、市場外流通、自家消費等に仕向けられたものと見られる。

昭和70年の生産量は181,818トン（昭和58年対比138パーセント）が見込まれ、37,000トン（20パーセント）が県内市場に、残り144,818トンが県外市場、市場外流通、自家消費等に仕向けられるものと予想される。

イ 果実

本県で生産される果実は、なし、かき及びぶどうのほか、果実的

野菜のすいか、いちご及びメロンが主なもので、これら6品目で全体の92パーセント(作付面積)を占めており、なかでも、なしの占める割合が53パーセントとなっている。今後は、中部及び西部地域のすいか、東部及び中部地域並びに大山山麓地域のなし等に伸びが期待される。

昭和58年における作付面積は7,375ヘクタール、生産量は170,552トンであり、このうち12,181トン(7パーセント)が県内市場に、残り158,371トンが県外市場、市場外流通、自家消費等に仕向けられたものと見られる。

昭和70年の生産量は232,777トン(昭和58年対比136パーセント)が見込まれ、14,000トン(6パーセント)が県内市場に、残り218,777トンが県外市場、市場外流通、自家消費等に仕向けられるものと予想される。

ウ 水産物

水産物の生産量は、沖合漁業によるものが全体の94パーセントを占め、沿岸漁業の占める割合は低い。

今後、日本海漁場の比重の増大、栽培漁業の推進、新漁場の開拓、漁船装備の近代化、境港、鳥取、網代等の漁港機能の整備の進展等により、水産物の生産は増大するものと予想される。

昭和58年における生産量は、257,522トンであり、このうち県内市場に8,663トン(3パーセント)、その他県外、加工向等に248,859トンが仕向けられたものと見られる。

昭和70年度における生産量は296,897トンが見込まれ、このうち、県内市場には14,152トン(5パーセント)程度が仕向けられるもの

と予想される。

エ 花き

本県における花きのうち切花類(枝物を含む。)は、鳥取市及び米子市近郊のほか、気高郡等で栽培されているが、これらの生産は、今後の需要の伸びに伴う产地の拡大によりかなり増加するものと思われる。

昭和58年における栽培面積は58ヘクタール、生産量は12,451千本で、このうち11,882千本(95パーセント)が県内市場に、残り569千本が県外市場、市場外流通等に仕向けられたものと見られる。

昭和70年においては、栽培面積は69ヘクタール、生産量は22,416千本(昭和58年対比180パーセント)が見込まれ、21,295千本(95パーセント)が県内市場に、残りの1,121千本が県外市場、市場外流通等に仕向けられるものと予想される。

3 卸売市場流通等の現状とその見通し

ア 青果物

本県では、青果物を取り扱う地方卸売市場は、鳥取市、倉吉市、米子市及び境港市の7市場(7卸売業者)(ただし、倉吉市の1市場(1卸売業者)は、水産物市場の青果部)がその中心的役割を果たしている。このうち、鳥取市が開設している1市場が公設市場で、その他は、民営市場である。また、卸売市場法施行令第2条で定める規模未満の市場が3市場あり、これらを合わせると、卸売市場は10市場である。

(ア) 野菜

昭和58年における野菜の取扱量は、キャベツ、はくさい、たま

縣公縣取鳥

ねぎ、だいこん、きゅうり、トマト、ばれいしょ、にんじん、レタス、なすの順となっており、この10品目で全体の68パーセントを占めているが、今後においてもこのような傾向で推移するものと予想される。

昭和58年における市場流通量は56,004トンで、需要量の77パーセントとなっている。

昭和70年における市場流通量は60,798トン（昭和58年対比109パーセント）で、需要量の77パーセントが見込まれる。また、県外及び県内産別の入荷割合は、昭和58年において県外産29パーセント、昭和58年においても37パーセントと、県外に依存する度合は高く、今後とも続くものと予想される。

(4) 果実

昭和58年における果実の取扱量は、かんきつ類、すいか、バナナ、りんご、なしの順となっており、この5品目で全体の77パーセントを占めているが、今後においても、このような傾向で推移するものと予想される。

昭和58年の市場流通量は42,769トンで、需要量の82パーセントとなっている。

昭和70年における市場流通量は45,293トン（昭和58年対比106パーセント）で、需要量の86パーセントが見込まれる。また、県外及び県内産別の入荷割合は、昭和58年において、県外産74パーセント、昭和58年においても、74パーセントと、依然として県外産に依存しており、この傾向は、今後も変わらないものと予想される。

イ 水産物

本県には、水産物市場が19市場（22卸売業者）あるが、そのうち消費地市場は3市場（4卸売業者）あり、そのうち1市場が公設地方卸売市場で、その他は民営市場である。一方、产地市場は、公設の県営境港水産物地方卸売市場と漁業協同組合が開設する4地方卸売市場と11規模未満市場がある。

产地市場は、冲合漁業が主体である県東部の漁業協同組合、沿岸漁業が主体の中部の漁業協同組合、西部の県営境港水産物地方卸売市場に分類され、いずれも漁船漁業が中心である。なかでも県営境港水産物地方卸売市場は、日本有数の漁業基地であることから、本県漁船のみならず、他県の漁船による水揚も増加するとともに、最近の水産物需要及び流通形態の変化に伴い、产地市場と消費地市場の両方の性格を持つ市場となっている。

昭和58年における消費地市場流通量は25,251トン（うち県内産8,663トン）で、需要量の64パーセントとなっている。

昭和70年においては、消費地市場流通量（県営境港水産物地方卸売市場の消費地部門を含む。）は、水揚量の増加、市場機能の向上、流通形態の変化等から31,873トン（昭和58年対比126パーセント）が見込まれ、需要量の69パーセントに達するものと予想される。一方、产地市場（陸地消費地市場を含む。）の昭和58年の流通量は402,000トン程度であるが、今後、年により変動はあるものの、その伸びが期待される。

ウ 花き

花き卸売市場は、鳥取市、倉吉市及び米子市に6市場あり、6卸

売業者により、卸売が行われているが、このうち花き専門の卸売業者は、鳥取市の1卸売業者と倉吉市の1卸売業者（規模未満）（ただし両卸売業者は同一）で、その他は、青果物卸売業者により扱われている。

今後は、需要の増加と県内生産の増加、市場施設の整備等により、市場流通量は、増加するものと予想される。

昭和58年における市場流通量は23,806千本で、需要量の99パーセントを占め、昭和70年には37,019千本（昭和58年対比156パーセント）が見込まれ、需要量の127パーセントになるものと予想される。

4 品目別流通圏の設定

(1) 流通圈概況

流通圏は、人口、交通事情、経済圏、市場の配置状況等からみて、青果物（野菜及び果実）、水産物及び花きとも、消費地市場については、鳥取、倉吉及び米子の3市を中心とした東部、中部及び西部の3流通圏とする。

なお、3流通圏とも、圏外の県内外近隣地域へ生鮮食料品等の供給が行われている。

ア 東部流通圏（1市12町2村）人口 昭和58年 242,879人、

昭和70年 255,000人（推計）

鳥取市を中心とする地域で、国道9号、29号、53号、178号及び373号並びに中国縦貫自動車道により、京阪神、山陽、兵庫北部等との交通の便もよい。市場は、昭和48年4月に開設された鳥取市公設地方卸売市場があり、青果物2卸売業者、水産物2卸売業者及び花き1卸売業者によりそれぞれ卸売が行われている。

卸売業者の大型化と経営の近代化を図るため、卸売業者の統合に努めるとともに、施設整備を行うものとする。

イ 中部流通圏（1市8町1村）人口 昭和58年 122,536人、

昭和70年 125,000人（推計）

倉吉市を中心とする地域で、県内では農業生産の盛んな地域で

あり、農産物供給基地としての基盤も確立している。道路網もあり、国道9号、179号及び313号並びに中国縦貫自動車道により、岡山県北部及び京阪神との交通の便もよい。市場は、青果物5市場（ただし、1市場は水産物市場の青果部）、水産物1市場及び花き2市場（ただし、1市場は、青果物市場の花き部）があるが、概して取扱規模は小さく、市場施設も十分とはいえない。

したがつて、市場及び卸売業者の大型化と経営の近代化を図るために、市場及び卸売業者の統合整備を必要とする地域と考えられる。

ウ 西部流通圏（2市11町1村）人口 昭和58年 245,879人、

昭和70年 255,000人（推計）

米子市を中心とする商工業都市として発展している地域である

が、弓浜地域は野菜の主産地であり、また、大山山麓地域は農地開発が実施されるなど、農産物の供給基地として期待されている。

交通事情は、国道9号、180号、181号及び183号並びに中国縦貫自動車道により、京阪神、岡山、広島等との交通の便もよい。また、中国横断自動車道の建設が進行中であり、山陽方面への交通の便は、さらによくなるものと考えられる。

市場は、青果物の4市場と水産物の消費地市場が1市場あるが、

県取引公報

米子市の青果物3市場については、市場及び卸売業者の大型化と経営の近代化を図るため、統合整備を必要とする地域と考えられる。

また、県営境港水産物地方卸売市場は、西日本屈指の水産物供給地に位置しているため、その流通範囲は、県内のみならず、西日本の各都市にも及んでいる。

当市場は、产地市場と消費地市場の性格を持つていて、产地、消費地市場として整備する。

エ 水産物产地市場と流通圏

水産物の产地市場については、立地条件、利用範囲、集分荷機能等の面から、中型产地（賀露、網代、田後等）及び小型产地（沿岸小生産地）に大別される。

なお、产地市場の流通圏は、県下一円とする。

(2) 品目別流通圏の設定

野菜

流通圏 (№)	区	域	流通圏人口		市場供給対象人口		市場取扱量		他の流通圏との重複区域	備考
			昭和58年度(基準年度)	昭和70年度(目標年度)	昭和58年度(基準年度)	昭和70年度(目標年度)	昭和58年度(基準年度)	昭和70年度(目標年度)		
東部 (1)	鳥取市、國府町、若狭町、船岡町、佐治村、智頭町	国府町、鹿野町、青谷町、八東町、若狭町	242,879 (69,815)	255,000 (69,526)	158,995 (23,853)	167,591 (25,141)	18,984 (2,848)	20,798 (3,120)	泊村、東郷町、倉吉市、大栄町 島山県(英田郡、勝田郡、苦田郡の一部) 兵庫県(美方郡、城崎郡の一部)	○1人・年間消費量 58年度 119.4kg
中部 (2)	倉吉市、泊村、閑金町、北条町、大栄町 三朝町、赤穂町	泊村、東郷町、羽合町 三朝町、赤穂町	122,536 (16,721)	125,000 (17,850)	45,745 (3,132)	47,542 (3,272)	5,462 (374)	5,900 (406)	岡山県(真庭郡、苦田郡の一部) 赤崎町、東伯町、能義郡、八束島根県(安来市、能義郡、八束郡、隠岐郡の一部)	70 " 124.1 "
西部 (3)	米子市、境港市、中山町、名和町 大山町、日吉津村、岸本町 会見町、溝口町、江府町 日野町、日南町	境港市、中山町、名和町 大山町、日吉津村、岸本町 会見町、溝口町、江府町 日野町、日南町	245,862 (92,892)	255,000 (96,171)	264,305 (20,025)	274,778 (21,160)	31,558 (2,391)	34,100 (2,626)		
計			611,277 (179,428)	635,000 (183,547)	469,045 (47,010)	489,911 (49,573)	56,004 (5,613)	60,798 (6,152)		

(注) () 内数字は、県外流通圏分であり、流通圏人口欄については上段数字の外数、市場供給対象人口欄及び市場取扱量欄については上段数字の内数である。以下同じ。

果実

流通圏 (№)	区	域	流通圏人口		市場供給対象人口		市場取扱量		他の流通圏との重複区域	備考
			昭和58年度(基準年度)	昭和70年度(目標年度)	昭和58年度(基準年度)	昭和70年度(目標年度)	昭和58年度(基準年度)	昭和70年度(目標年度)		
東部 (1)	鳥取市、國府町、若狭町、船岡町、佐治村、智頭町	国府町、鹿野町、青谷町、郡家町 八東町、若狭町	242,879 (69,815)	255,000 (69,526)	209,648 (30,387)	222,356 (27,043)	17,883 (2,592)	18,500 (2,250)	泊村、東郷町、倉吉市、大栄町 岡山県(英田郡、勝田郡、苦田郡の一部) 兵庫県(美方郡、城崎郡の一部)	○1人・年間消費量 58年度 85.3kg
中部 (2)	倉吉市、泊村、閑金町、北条町、大栄町 東伯町、赤穂町	泊村、閑金町、北条町、大栄町	122,536 (16,721)	125,000 (17,850)	31,758 (2,239)	33,570 (2,404)	2,709 (191)	2,793 (200)	岡山県(真庭郡、苦田郡の一部)	58年度 85.3kg
西部 (3)	米子市、境港市、中山町、名和町 大山町、日吉津村、岸本町 会見町、溝口町、江府町 日野町、日南町	境港市、中山町、名和町 大山町、日吉津村、岸本町 会見町、溝口町、江府町 日野町、日南町	245,862 (92,892)	255,000 (96,171)	259,988 (26,526)	288,461 (1,486)	22,177 (2,207)	24,000 (2,207)	赤穂町、東伯町、能義郡、八束島根県(安来市、能義郡、八束郡、隠岐郡の一部)	70 " 83.2 "
計			611,277 (179,428)	635,000 (183,547)	501,394 (50,047)	544,387 (55,973)	42,769 (4,269)	45,293 (4,657)		

水産物

流通圏 (No.)	区 域	流通圏人口		市場供給対象人口 (基準年度)(目標年度)	市場取扱量 (基準年度)(目標年度)	他の流通圏との重複区域	備考
		昭和58年度(昭和70年度) (基準年度)(目標年度)	昭和58年度(昭和70年度) (基準年度)(目標年度)				
東部 (1)	鳥取市、國府町、岩美町、福部村 気高町、鹿野町、青谷町、郡家町 船岡町、河原町、八代町、若桜町	242,879 (46,103)	255,000 (45,612)	15,419 (15,690)	130,854 (9,628)	7,433 (1,011)	9,500 (1,425)
中部 (2)	倉吉市、治村、闇金町、北条町、大榮町 東伯町、赤崎町	122,536 (16,721)	125,000 (17,850)	146,972 (10,575)	173,030 (13,843)	9,465 (681)	12,562 (1,005)
西部 (3)	米子市、境港市、中山町、名和町 大山町、淀江町、日吉津村、岸本町 会見町、西伯町、溝口町、江府町 日野町、日南町	245,862 (50,260)	255,000 (52,034)	129,705 (8,866)	135,138 (9,270)	8,353 (571)	9,811 (673)
計		611,277 (113,084)	635,000 (115,496)	392,096 (35,140)	439,022 (42,741)	25,251 (2,263)	31,873 (3,103)

花き

流通圏 (No.)	区 域	城	流通圏人口		市場供給対象人口 (基準年度)(目標年度)	市場取扱量 (基準年度)(目標年度)	他の流通圏との重複区域	備 考
			昭和58年度(昭和70年度) (基準年度)(目標年度)	昭和58年度(昭和70年度) (基準年度)(目標年度)				
東部 (1)	鳥取市、國府町、岩美町、福部村 気高町、鹿野町、青谷町、郡家町 船岡町、河原町、八代町、若桜町	242,879 (29,558)	255,000 (29,009)	99,543 (13,452)	142,577 (21,376)	3,922 (530)	6,530 (979)	倉吉市、北条町、大榮町 島根県(勝田郡の一部) 兵庫県(美方郡の一部)
中部 (2)	倉吉市、泊金町、北条町、羽合町 三朝町、東伯町、赤崎町	122,536 (-)	125,000 (7,681)	109,569 (-)	256,310 (2,314)	4,317 (-)	11,739 (106)	岡山県(真庭郡の一部)
西部 (3)	米子市、境港市、中山町、名和町 大山町、淀江町、日吉津村、岸本町 会見町、西伯町、溝口町、江府町 日野町、日南町	245,862 (57,442)	255,000 (59,470)	395,101 (13,071)	409,388 (21,288)	15,567 (515)	18,750 (975)	赤崎町、東伯町、 島根県(安来市、能義郡、八束 郡の一部)
計		611,277 (87,000)	635,000 (96,160)	604,213 (26,528)	808,275 (44,978)	23,806 (1,045)	37,019 (2,060)	70 " 45.8 58年度 39.4本

5 卸売市場の配置計画

(1) 基本構想

ア 東部流通圏

鳥取市・鳥取市公設地方卸売市場を本圏の供給市場として存置し、今後、取扱量の増大、省力化、環境整備等により市場整備を必要とするときは、整備計画の示すところにより整備するものとする。

イ 中部流通圏

倉吉市に公設（又は準公設）地方卸売市場を新設し、卸売業者の統合による大型化を図り、本圏域における供給市場として整備計画の示すところにより整備及び配置するものとする。ただし、公設（又は準公設）地方卸売市場の開設が具体化できない場合は、民営市場として整備計画を樹立し、中部流通圏の供給市場として配置するものとする。

ウ 西部流通圏

米子市の青果物（花きを含む。）3市場、水産物1市場及び境港市の青果物1市場を本圏域における供給市場として存置し、今後、取扱量の増大、省力化、環境整備等により市場整備を必要とするときは、整備計画の示すところにより整備するものとする。

エ 水産物産地消費地市場

県営境港水産物地方卸売市場を西日本における流通から加工全般にわたる総合拠点基地にするため、産地市場部門と消費地市場部門の機能を持つ総合市場として整備する。

オ 水産物産地市場

（ア）中型産地（東部新基地）

網代、田後及び賀露地区の冲合漁業を主対象とした集出荷体制の強化を図り、产地加工体制の整備を目指し、東部地区における流通加工の拠点基地を整備する。

（イ）小型產地（沿岸集出荷基地）

上記中型産地のほか、漁業協同組合が開設する市場として、沿岸漁業を主対象とした小型産地が11所あるが、中高級魚を主体とした集出荷体制の確立を目指して重点整備を図る。

（ロ）卸売市場の配置計画

鳥取県公取部

流通圏 (№)	配 置 位 置	当該流通圏既存市場		整備方 方			針 取扱品目 区分	卸売市場整備地 区指定の有無	備 考
		市 町 村 名	市 場 名	區 分	市場の整備計画				
東 部	岩美町	鳥取市	鳥取市	①鳥取市公設地方卸売市場	公	鳥取市公設地方卸売市場を当該流通圏の供給市場として存置し、卸売業者の統合に努め、施設を整備する。	公	青果物 水産物 花 き	65 有 鳥取市安長
				②東漁業協同組合(産)	民	網代漁港(新港)内に岩美町各漁協の生産物を一括集積する卸売市場を開設する。	民	水産物	65
				③浦富漁業協同組合(産)	"				②③は規模未満市場
				④田後漁業協同組合地方卸売市場(産)	"				
				⑤網代漁業協同組合地方卸売市場(産)	"	(新設までは各市場を存置する)			
	(1) 福部村	福部村	福部村	⑥福部村漁業協同組合(産)	民	存置する。	民	水産物	
		鳥取市	鳥取市	⑦賀露漁業協同組合地方卸売市場(産)	民	存置、施設を整備する。	民	水産物	64
				⑧酒津漁業協同組合(産)	民	存置、施設を整備する。	民	水産物	61
				⑨浜村漁業協同組合(産)	"	存置する	"	"	
		青谷町	青谷町	⑩青谷町漁業協同組合(産)	民	存置する。	民	水産物	
	倉吉市			⑪夏泊漁業協同組合(産)	"	存置、施設を整備する。	"	"	規模未満市場
		青谷町	青谷町	⑫青谷町漁業協同組合(産)	民	存置する。	民	水産物	64
				⑬倉吉中央青果協同組合	民	既存の市場及び卸売業者を統合し、公設(又は準公設)地方卸売市場を新設し当該流通圏の供給市場とする。	公	青果物 水産物 花 き	⑭⑮⑯は規模未満市場
				⑭地方卸売市場倉吉青果市	"				
				⑮協和青果株式会社	"				
				⑯上井青果市場	"				
		中							

(2)	部	(6)地方卸売市場倉吉魚市株式会社	"	(新設までは、各市場を存置する)	昭和60年4月解散				
		(7)地方卸売市場上井水産株式会社	"						
		(8)倉吉北市場	"						
(3)	泊村	泊村	⑨泊村漁業協同組合(産)	民	存置する	民	水産物		規模未満市場
	赤崎町	赤崎町	⑩赤崎町漁業協同組合地方卸売市場	民	存置する	民	水産物		
	米子市	米子市	⑪地方卸売市場東亜青果株式会社	民	当該流通圏の供給市場として存置する。	民	青果物花き		
西			⑫地方卸売市場有限会社米子青果卸売市場	"	当該流通圏の供給市場として存置し、施設を整備する。	"	青果物花き	65	
			⑬地方卸売市場笠井青果	"	当該流通圏の供給市場として存置する。	"	青果物花き		
			⑭地方卸売市場株式会社米子魚市場	"	当該流通圏の供給市場として存置し、施設を整備する。	"	水産物	61	
部	境港市	境港市	⑮地方卸売市場東亜青果株式会社境港青果市場	民	存置する。	民	青果物		
	中山町	中山町	⑯中山漁業協同組合(産)	民	存置する。	民	水産物		規模未満市場
	名和町	名和町	⑰御来屋漁業協同組合(産)	民	存置する。	民	水産物		規模未満市場
(3)	淀江町	淀江町	⑲淀江漁業協同組合(産)	民	存置する。	民	水産物		規模未満市場
	境港市	境港市	⑳鳥取県営境港水産物地方卸売市場(産・消)	公	西日本の総合拠点基地とするため情報機能の充実を図ることもに産地消費地市場として整備する。	公	水産物	61	

(注) 1 地方卸売市場とは、卸売場が青果物330m²、水産物の消費市場200m²、産地市場30m²、花き200m²以上の規模のものをいう。

2 市場名中（產）は産地市場、（產・消）は産地消費地市場である。

3 区分欄の公は公設、民は民営を表す。

4 整備予定年度は、整備に着手する予定年度である。

第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標

1 立地に関する事項

(1) 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。

(2) 道路等関連公共施設の整備計画との整合性が確保され、交通事情が良好な場所であること。

(3) 各種施設が適切に配置され、施設利用の効率性が確保され得る地形であること。

(4) 生鮮食料品等の衛生上及び市場業務の安全上適切な環境にある地域であること。

2 施設の種類に関する事項

施設の種類は、次に示すとおりとし、商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用、維持管理の適正化に十分配慮するものとする。

施 設	例	示
売 場 施 設	卸売場、仲卸売場、買荷保管、積込所、低温貯売施設	
駐 車 施 設	駐車場	
管 理 施 設	管理事務所、業者事務所	
貯蔵・保管施設	倉庫、冷蔵庫	
輸送・搬送施設	配送設備、フォークリフト、ターレット、エレベータ、コンベア	
加工・処理施設	パナナ熟成加工室、包装設備	
衛 生 施 設	じんあい処理施設、汚水処理設備、食品検査室	
情 報・事 務 处 理 施 設	入荷量表示設備、セリ值表示装置、共同計算センター、コンピューター、見学研修設備	
福 利 厚 生 施 設	医療設備、休養室、浴室、更衣室、従業員宿舎	
関 運 事 業 施 設	関連商品売場	
以 上 の 施 設 に 附 帶 す る 施 設	受電設備、給電設備、給油所、空調設備、計量設備	

なお、水産物産地市場については、以上のはかに海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等を、実情に応じ、整備するものとする。

3 施設の規模に関する事項

施設の規模については、別記「卸売市場施設規模算定基準」に基づいて算定される施設規模を確保するものとする。

4 施設の配置に関する事項

取扱量の見通しと輸送体系の変化に応じ、搬入、搬出及び仕入れが効率的に行われるよう配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 取扱量の増大が見込まれる市場にあつては、各種施設の増設余地の確保、施設の立体化等に努めること。
- (2) 低温流通の進展、輸送体系、商品形態及び取引方法の変化等に対応して能率的な物的流通が確保されること。
- (3) 搬入から搬出までの場内物流システムの開発導入を行い、省力化機器の体系的利用が確保されること。
- (4) 卸売市場の環境整備に資し、周辺地域との調和を図る観点から、可能な限り緑地帯等を設置すること。
- (5) 施設の構造に関する事項

取引方法の変化、情報化の進展、低温流通の進展、物的流通技術の進歩、省資源、省エネルギー等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 原則として鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造等恒久的な使用が可能なものとすること。
- (2) 用地の狭い市場においては、立体化された構造とすること。
- (3) 耐震、耐火、採光、通風、空調等に十分配慮するとともに、特に売場施設については、能率的な物的流通が確保されるものとすること。

第4 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

1 取引の合理化に関する事項

公正かつ安定的な取引の推進、適正な競争秩序の保持、情報機能の充実、流通経費の軽減等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 卸売市場、産地間の情報交流を深めることにより、需要と供給の見通しに即した集荷販売を促進すること。
- (2) 小売形態の変化等に対応して、予約相対取引制度の積極的運用等を推進すること。

- (3) 規格の統一、包装の標準化、取引荷口の大型化、情報化の進展等に対応して、場外指定保管場所等を活用した見本取引及び銘柄取引の推進並びにせり方式の改善等取引の合理化に努めること。
- (4) 迅速確実な代金決済を確保するため、決済ルールの確立とその遵守、情報機器の活用による計算処理機能の充実等に努めること。

- (5) 産地及び消費地を通ずる広域的な需給情報網を整備するとともに、卸売市場に集積する需給及び価格等に関する情報の一括収集、提供等の機能の充実に努めること。
- (6) 取引コードの統一、帳票作成のシステム化等情報化を進めるための基礎的条件の整備を図るとともに、情報処理の共同化、オンライン化を推進すること。

2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、流通の効率化、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 商品形態の変化に対応して、低温流通施設等の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めること。
- (2) 予約相対取引、見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変

化等に対応し、荷さばき、保管等の効率化と配達施設の整備に努めることともに、場外保管施設の適切な活用を推進すること。

- (3) コンベア、パレット、フォークリフト、ラック等の体系的利用と市場施設の効率的利用を図り、物的流通の円滑化と場内荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

第5 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

1 卸売業者の経営の近代化の目標

(1) 卸売業務の適正かつ健全な運営を確保するため、卸売業者の経営規模の拡大及び経営体质の強化を図るものとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化技術の導入等による労働生産性の向上に努めるものとする。この場合、従業員1人当たり取扱高が、目標年度において、少なくとも次に示す水準を超えるよう努めるものとする。

卸売業者別	青果物 卸売業者	水産物 卸売業者	花き 卸売業者
市場の種類 地方卸売市場 (水産物産地市) (水産物を除く。)	7,000 万円	14,000 万円	6,000 万円

(注) この表に示す水準は、昭和58年の価格水準で示したものである。

また、卸売場、仲卸売場及び貿荷保管所・積込所の取扱量は、次に示す標準取扱量を超えるよう努めるものとする。

- (3) **情報機器の活用等による経営管理システムの確立**を図るとともに、生産、消費両面の情報の収集、提供等を通ずる集荷販売機能の充実に努めるものとする。
- 2 その他重要事項
- (1) 卸売市場の規模、立地、集荷販売の態様等を勘案し、十分な市場機能が発揮されるよう、取引ルールの明確化とその遵守等適正な運営を図るものとする。
- (2) 公設卸売市場については、公営企業の経営原則を踏まえ、健全な市場会計が確保されるよう、適正な整備、運営に努めるものとする。
- (3) 卸売業者等商業機能の卸売市場への収容に当たっては、効率的な流通の確保の観点から可能な限り大型化を図るとともに、公正な競

(単位: kg/m ³)			
	青果物	水産物	花き
卸売場標準取扱量	70	120	70
仲卸売場標準取扱量	60	105	65
貿荷保管所・積込所 標準取扱量	60	105	65
	300本	300本	300本

争を確保するよう配慮するものとする。

(4) 仲卸業者については、次の事項に留意して仲卸機能の強化を図るものとする。

ア 統合による大型化と個人企業の法人化、経営者能力の開発、従業員の資質の向上等を図ること。

イ 品質等の評価能力の向上、販路の開拓等に努めるとともに、共同方式による受注、配送及び情報管理等を推進すること。

(5) 小売商等の仕入れ経費の軽減、施設利用の高度化等を図る観点から、食品関連問屋店地、集配施設の設置等との関連に留意し、卸売市場の効率的な整備を推進するものとする。

(6) 休日の増加等労働条件の改善に努めるものとする。

(7) 衛生の保持、都市公害の防止等を図るため、有害物品に関する検査体制の確立、じんあい処理施設及び汚水処理施設の整備、清掃設備の近代化等に努めるものとする。

(8) 災害時等の緊急の事態においても、卸売市場の機能が發揮されるよう運営、施設整備等の面で配慮するものとする。

$$S_i = \frac{q_t \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

S_i：目標年度における売場施設の必要規模

q_t：目標年度における1日当たりの流通の規模

f_i：売場施設経由率

R_i：売場施設通路面積

i：各売場施設

2 その他の施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行うものとする。

3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たりの流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して次の算式により行うものとする。

$$S_t = 25 m^3 \cdot \left(\frac{q_t}{\mu_0} + M \right)$$

卸売市場施設規模算定基準

1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）の必要規模の算定は、目標年度における市場流通の規模及び市場の開場日数を考慮して1日当たりの流通の規模を推定し、次の算式により行うものとする。

4 市場用地の必要規模

S_t：目標年度における駐車場の必要規模

q_t：目標年度における1日当たりの流通の規模

μ₀：1台当たり積載数量

M：その他業務用及び通勤用自動車台数

目標年度における卸売市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び市場内交通を確保するためには必要な通路面積を加算して得られる規模と市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで次の算式により行うものとする。

$$S = (1+a) \cdot (\Sigma S_i + S_t + R)$$

S : 目標年度における市場用地の必要規模

a : 増設余力指数

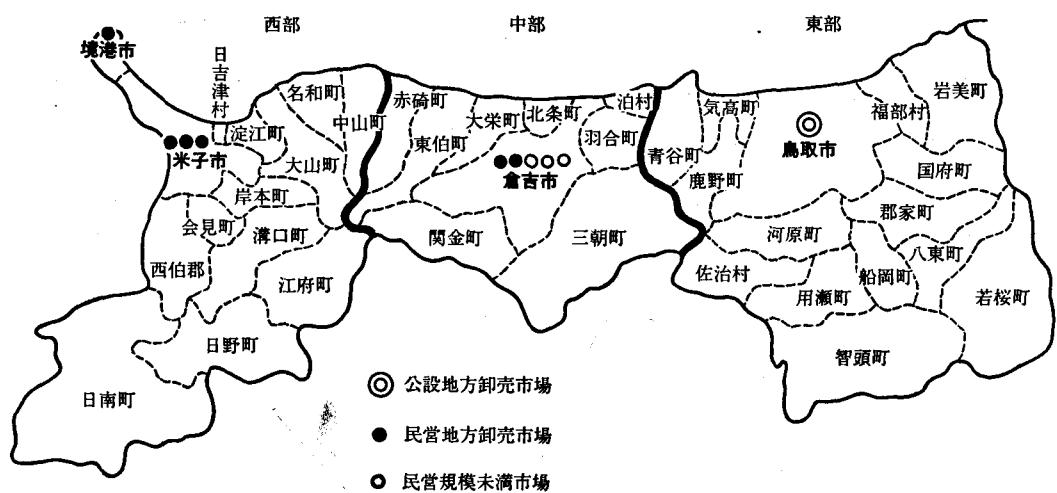
S_i : 各施設の必要規模

S_t : 駐車場の必要規模

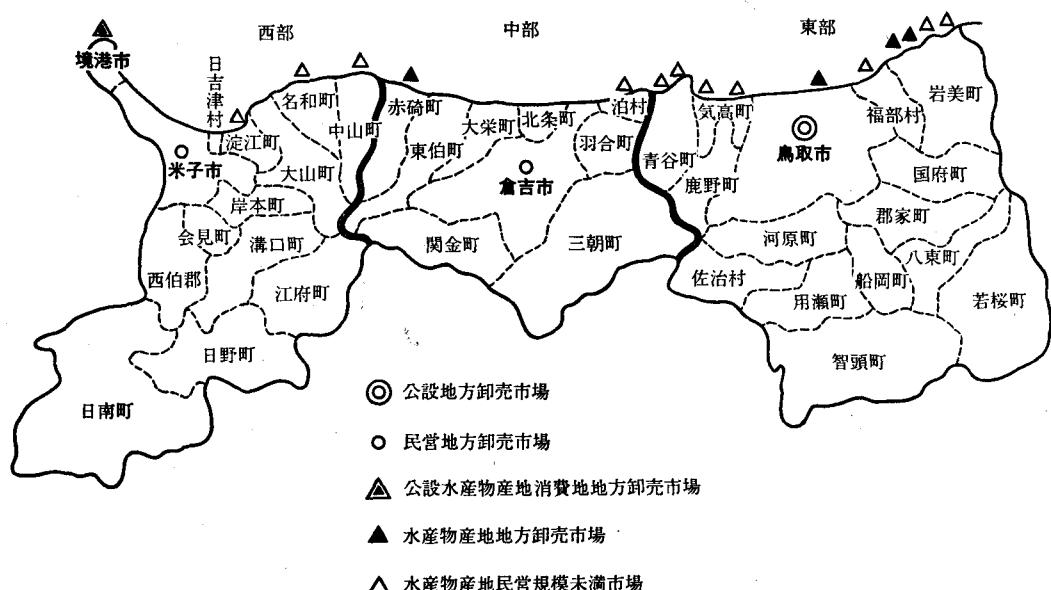
R : 建物外部の通路の必要規模

流通圏区分図

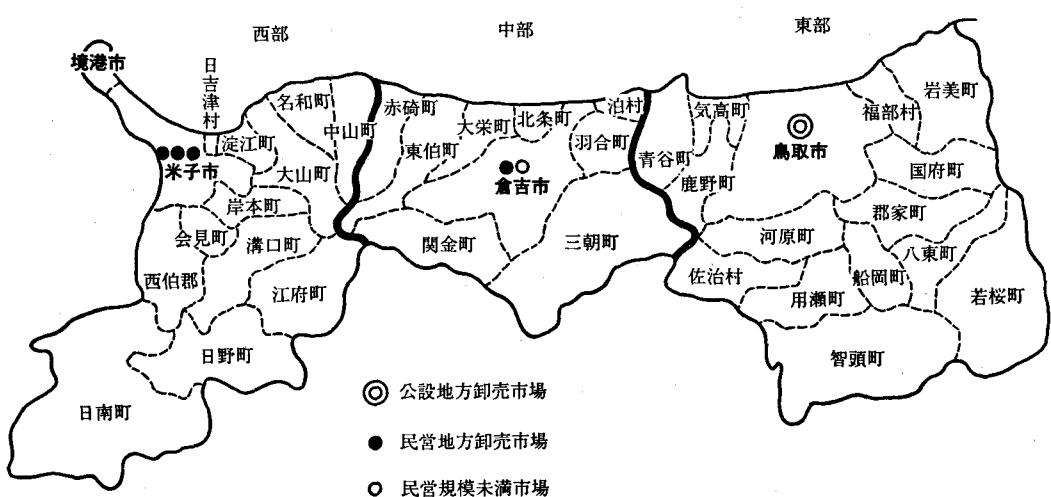
青果物流通圏区分図



水産物流通圏区分図



花き流通圏区分図



需要量及び市場取扱量の現状とその見通し

品目	年度区分	基準年度(昭和58年度)					目標年度(昭和70年度)					備考	
		1人当たり需要量 kg	人口	需要量 t	市場供給人口	市場取扱量 t	供給率 %	1人当たり需要量 kg	人口	需要量 t	市場供給人口	市場取扱量 t	
野菜	東部	119.4	242,879人	29,000t	158,995人	18,984t	65.5%	124.1	255,000人	31,646t	167,591人	20,798t	65.7%
	中部	"	122,536人	14,631t	45,445人	5,462t	37.3	"	125,000人	15,513t	47,542	5,900	38.0
	西部	"	245,862人	29,356t	264,305人	31,558t	107.5	"	255,000人	31,646t	274,778	34,100	107.8
	計	611,277	72,987人	469,045t	56,004t	76.7	635,000	78,805t	489,911t	60,798	77.1		
果実	東部	85.3	242,879人	20,718	209,648人	17,883t	86.3	83.2	255,000人	21,216t	222,356t	18,500	87.2
	中部	"	122,536人	10,452人	31,758人	2,709t	25.9	"	125,000人	10,400t	33,570t	2,733	26.9
	西部	"	245,862人	20,972人	259,988人	22,177t	105.7	"	255,000人	21,216t	288,461t	24,000	113.1
	計	611,277	52,442人	501,394t	42,769t	82.0	635,000	52,832t	544,387t	45,243	85.7		
水産物	東部	64.4	242,879人	15,641人	115,419人	7,433t	47.5	72.6	255,000人	18,513t	130,854t	9,500	51.3
	中部	"	122,536人	7,891人	146,972人	9,465t	119.9	"	125,000人	9,075t	173,030t	12,562	138.4
	西部	"	245,862人	15,834人	129,705人	8,353t	52.8	"	255,000人	18,513t	135,138t	9,811	53.0
	計	611,277	39,366人	392,096t	25,251t	64.1	635,000	46,101t	439,022t	31,873	69.1		
花き	東部	39.4	242,879人	9,569千本	99,543千本	3,922千本	41.0	45.8	255,000本	11,679千本	142,577t	6,530千本	55.9
	中部	"	122,536人	4,828人	109,569人	4,317人	89.4	"	125,000人	5,725t	256,310t	11,739	205.0
	西部	"	245,862人	9,687人	395,101人	15,567人	160.7	"	255,000人	11,679t	409,388t	18,750	160.5
	計	611,277	24,084人	604,213t	23,806t	98.8	635,000	29,083t	808,275t	37,019	127.3		

(注) () 内数字は、県外流通箇分であり、人口欄及び需要量欄については上段数字の外数、市場供給人口欄及び市場取扱量欄については上段数字の内数である。